

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民環境部 市民協働課	
許 認 可 等 名	徳島市多家良中央コミュニティセンターの利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例	
根 拠 条 項	第8条	
連 絡 先	多家良中央コミュニティ協議会(電話 645-1109)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市地区コミュニティセンター条例施行規則 (利用料金の減免の基準) 第2条 条例第8条の規定により、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 本市が利用するとき。 (2) 国又は地方公共団体(本市を除く。)が利用するとき。 (3) 指定管理者が利用するとき。 (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>【その他】</p> <p>1 地区内の認められた団体または協議会の加入団体(老人会・婦人会・子ども会・PTA・衛生組合・消防団・遺族会・揚水組合等)が利用する場合は、料金を3割引とする。 2 年間定期に(1ヶ月に1回以上)利用する場合は、料金を3割引とする。但し、営利目的や1の条件が重なる場合は適用しない。 3 市役所の行政に関する利用や、コミュニティ協議会・連合協議会・社会福祉協議会・公民館・児童館・心身障害者の会合及び行事を主催して利用する場合は、無料とする。 4 会長が認めるときは利用料金を減免することができる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日～5日(休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)